

＜一般入試のみ＞

◇横断型医学専門教育プログラム（大学院研究と専門医取得の臨床研修を並行して指導するプログラム）の履修を希望する受験生の皆様へ

- ・ 従来の大学院プログラムと横断型医学専門教育プログラムのどちらを履修するかは、入学後に提出する履修届にて選択します。
よって、出願書類に志望プログラムを記載する必要はありませんが、下記の【令和9年度横断型医学専門教育プログラム開講予定リスト】にある科目と教員を確認の上、出願してください。開講が承認されていない科目（教員）を受験し合格されても、横断型医学専門教育プログラムを履修することは出来ません。
- ・ 履修プログラムに関係なく原則1名の教員につき2名までの入学定員です。事前に研究内容や取得専門医のマッチング，並びに，専攻科目試験の実施時間の調整を含めて，指導を希望する担当教員と連絡を取ってください。
- ・ 履修者は教員が提示する履修モデルに沿った指導を受けていただきます。詳細は事前に指導を希望する担当教員にお尋ねください。また，本プログラムは，大学院研究指導と専門医取得の為の臨床指導期間の全部，又は一部を平行して行うプログラムであり，専門医取得を保証するものではありません。
- ・ 横断型医学専門教育プログラム履修者は，「日本大学大学院医学研究科授業料軽減に関する取扱」が適用されます。

以 上

令和9年度 横断型医学専門教育プログラム 開講予定リスト

専攻系	専攻学	氏名	認定医	基本領域専門医	Subspecialty領域専門医	今後認定が検討される専門医
病理系	形態病理学	羽尾 裕之		病理専門医		細胞診専門医
内科系	呼吸器内科学	權 寧博	内科認定医	内科専門医	呼吸器専門医 アレルギー専門医	
内科系	循環器内科学	奥村 恭男	内科認定医	内科専門医	循環器専門医	
内科系	循環器内科学	松本 直也	内科認定医	内科専門医	循環器専門医	核医学専門医
内科系	循環器内科学	永嶋 孝一	内科認定医	内科専門医	循環器専門医	不整脈専門医
内科系	循環器内科学	依田 俊一	内科認定医	内科専門医	循環器専門医	
内科系	腎臓内科学	阿部 雅紀	内科認定医	内科専門医	腎臓専門医 内分泌専門医	透析専門医
内科系	糖尿病代謝内科学	石原 寿光	内科認定医	内科専門医	内分泌代謝・糖尿病内科領域専門医 糖尿病専門医	
内科系	消化器内科学	木暮 宏史	内科認定医	内科専門医	消化器病専門医 消化器内視鏡専門医 肝臓専門医	
内科系	小児科学	森岡 一朗		小児科専門医	周産期（新生児）専門医 臨床遺伝専門医 小児感染症認定医	
内科系	小児科学	長野 伸彦		小児科専門医	周産期（新生児）専門医	
内科系	皮膚科学	藤田 英樹		皮膚科専門医		
内科系	精神医学	鈴木 正泰		精神科専門医		
内科系	放射線診断学	岡田 真広		放射線専門医		
内科系	臨床検査診断学	中山 智祥	内科認定医	総合内科専門医	臨床遺伝専門医	
外科系	消化器外科学	岡村 行泰		外科専門医	消化器外科専門医	
外科系	循環器外科学	田中 正史		外科専門医	心臓血管外科専門医	
外科系	乳腺内分泌外科学	榎本 克久		外科専門医	乳腺専門医	内分泌外科専門医
外科系	小児外科学	上原 秀一郎		外科専門医	小児外科専門医	
外科系	整形外科	中西 一義		整形外科専門医	脊椎脊髄病医 脊椎脊髄外科指導医	
外科系	整形外科	上井 浩		整形外科専門医	脊椎脊髄病医 脊椎脊髄外科指導医	
外科系	産婦人科学	川名 敬		産婦人科専門医	婦人科腫瘍専門医 細胞診専門医 がん治療認定医	
外科系	耳鼻咽喉科学	菊田 周		耳鼻咽喉科専門医		
外科系	耳鼻咽喉科学	松崎 洋海		耳鼻咽喉科専門医	日本気管食道科学会専門医 日本音声言語医学会認定医	
外科系	眼科学	林 孝彦		眼科専門医		
外科系	眼科学	松田 彰		眼科専門医	アレルギー専門医	
外科系	脳神経外科学	大島 秀規		脳神経外科専門医	脳卒中専門医	
外科系	脳神経外科学	大谷 直樹		脳神経外科専門医	脳卒中専門医 日本脳神経外傷学会認定専門医	
外科系	脳神経外科学	四條 克倫		脳神経外科専門医	脳卒中専門医	
外科系	脳神経外科学	角 光一郎		脳神経外科専門医	脳卒中専門医 神経内視鏡学会技術認定医 小児神経外科学会認定医 脳神経血管内治療学会専門医 頭痛専門医	
外科系	麻酔科学	鈴木 孝浩		麻酔科専門医		
外科系	麻酔科学	高木 俊一		麻酔科専門医		
外科系	救急医学	木下 浩作		救急科専門医	集中治療科専門医	
外科系	救急医学	櫻井 淳		救急科専門医	集中治療科専門医	
外科系	救急医学	山口 順子		救急科専門医	集中治療科専門医	
外科系	再建外科学	副島 一孝		形成外科専門医		
外科系	再建外科学	樫村 勉		形成外科専門医		

※ 専門医制度は、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会」の報告書を受けて、平成26年5月7日に発足した日本専門医機構（旧日本専門医制評価・認定機構）の認定に基づく新専門医制度に移行中のため、詳細は同機構及び従来の専門医認定学会の取り決めに基づく指導を行う。

日本専門医制評価・認定機構が認定及び検討すると公表している
専門医資格以外に指導可能な資格リスト

専攻科目名		指導教員名	指導可能な資格	認定機関
専攻系	専攻学			
病理系	形態病理学	羽尾 裕之		
内科系	呼吸器内科学	権 寧博		
内科系	循環器内科学	奥村 恭男		
内科系	循環器内科学	松本 直也		
内科系	循環器内科学	永嶋 孝一		
内科系	循環器内科学	依田 俊一		
内科系	腎臓内科学	阿部 雅紀	高血圧専門医	日本高血圧学会
内科系	糖尿病代謝内科学	石原 寿光		
内科系	消化器内科学	木暮 宏史	がん治療認定医 日本胆道学会認定指導医 日本膵臓学会認定指導医	日本がん治療認定医機構 日本胆道学会 日本膵臓学会
内科系	小児科学	森岡 一朗		日本小児感染症学会
内科系	小児科学	長野 伸彦		
内科系	皮膚科学	藤田 英樹		
内科系	精神医学	鈴木 正泰	精神科専門医 精神保健指定医	日本精神神経学会
内科系	放射線診断学	岡田 真広		
内科系	臨床検査診断学	中山 智祥	臨床検査専門医	日本臨床検査医学会 日本専門医機構
外科系	消化器外科学	岡村 行泰	がん治療認定医 日本胆道学会認定指導医 日本膵臓学会認定指導医	日本がん治療認定医機構 日本胆道学会 日本膵臓学会
外科系	循環器外科学	田中 正史		
外科系	乳腺内分泌外科学	榎本 克久	がん治療認定医	日本がん治療認定医機構
外科系	小児外科学	上原 秀一郎		
外科系	整形外科科学	中西 一義		
外科系	整形外科科学	上井 浩		
外科系	産婦人科学	川名 敬		
外科系	耳鼻咽喉科学	菊田 周		
外科系	耳鼻咽喉科学	松崎 洋海	日本気管食道科学会専門医	日本気管食道科学会
外科系	眼科学	林 孝彦		
外科系	眼科学	松田 彰		
外科系	脳神経外科学	大島 秀規		
外科系	脳神経外科学	大谷 直樹		
外科系	脳神経外科学	四條 克倫		
外科系	脳神経外科学	角 光一郎	脳卒中専門医 神経内視鏡学会技術認定医 小児神経外科学会認定医 脳神経血管内治療学会 専門医 頭痛専門医	日本脳卒中学会 日本神経内視鏡学会 日本小児神経外科学会 日本脳神経血管内治療学会 日本頭痛学会
外科系	麻酔科学	鈴木 孝浩		
外科系	麻酔科学	高木 俊一		
外科系	救急医学	木下 浩作		
外科系	救急医学	櫻井 淳		
外科系	救急医学	山口 順子		
外科系	再建外科学	副島 一孝		
外科系	再建外科学	樫村 勉		

※ 専門医等の名称は各認定機関の定める名称に準拠

※ 各資格の申請資格は認定機関の定めによる。

※ 専門医制度は、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会」の報告書を受けて、平成26年5月7日に発足した日本専門医機構（旧日本専門医制評価・認定機構）の認定に基づく新専門医制度に移行のため、詳細は同機構及び従来の専門医認定学会の取り決めにに基づく指導を行う。

日本大学大学院医学研究科授業料軽減に関する取扱

平成19年9月12日制定
平成20年4月1日施行
平成27年3月18日改正
平成27年4月1日施行
令和5年3月8日改正
令和5年4月1日施行

(目 的)

第1条 この取扱は、日本大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という）に医療系大学院のカリキュラムを設定するに当たり、当該学生に対する経済支援の観点から授業料の軽減を行い、優れた研究能力等を備えた臨床医の育成を目的とする。

(軽減の対象)

第2条 授業料軽減の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- ① 医学研究科に一般入学試験で入学した者
- ② 横断型医学専門教育プログラム(専門医取得プログラム)を選択した者

(軽減額)

第3条 この取扱の適用により、所定の授業料の半額を軽減する。

(申請続)

第4条 授業料の軽減を希望する者は、毎年度、授業料軽減申請書（別様式）に専門医認定学会入会証明書を添付し、所定の期日までに医学研究科長に申請するものとする。ただし、2年目以降については、専門医認定学会入会証明書の添付を必要としない。

(軽減の決定)

第5条 授業料軽減の決定は、申請書に基づき医学研究科分科委員会（以下「分科委員会」という）の審議を経て、医学研究科長が行う。

(軽減の期間)

第6条 授業料軽減の措置は、毎年度の申請により在籍期間中に適用する。

(軽減の取消し等)

第7条 医学研究科長は、授業料の軽減を受けている者が次の各号のいずれかに該当した場合は、分科委員会の審議を経て、当該措置を取り消すものとする。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- ④ 第2条第2号に該当しなくなったとき。
- ⑤ 専門医認定学会の身分を喪失したとき。
- ⑥ 改姓、転居その他一身上の変動に関する報告を怠ったとき。
- ⑦ その他取消しに相当する理由があったとき。

2 前項により授業料の軽減を取り消された者は、所定の授業料を納入しなければならない。

3 休学による軽減措置の取消しを受けた者が復学したときは、本人からの申し出により当該措置を復活することができる。

附 則

この取扱は、令和5年4月1日から施行する。